

### 3月臨時教育委員会（第2回）会議録

- 1 開催日 令和4年3月25日（金）
- 2 開催場所 新館10階 大会議室
- 3 出席した委員 小南教育長、廣岡委員、播委員、坂元委員、土屋委員
- 4 出席した職員 織田教育総務部長、神吉教育指導部長、  
稲岡教育総務部次長、杉本教育指導部次長、  
桐山教育指導部学校教育担当参事、  
岸田教育総務課長、小川学務課長、今津青少年育成課長、  
中川教育総務課副課長、岡本教育総務課管理調整係長
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事の要旨
  - 開 会 午後1時30分
  - 会議録署名委員指名のこと  
坂元委員に決定
  - 3月定例教育委員会の会議録報告承認のこと  
(事務局から会議録朗読報告)  
承 認
  - 会議公開の可否決定のこと  
全ての議事を公開することに決定

(協議事項)

1 加古川市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について  
(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：第1条の別表青少年育成課の項中にある「青少年女性センター」が、第2条で削除されている理由を教えてください。

事務局：第1条は令和4年4月1日からの施行、第2条は青少年女性センターが令和4年5月31日に廃止となることに伴い令和4年6月1日からの施行となるため、このような記載となっている。

委員：教育相談センターの機能はどうなるのか。

事務局：青少年女性センターの貸館機能が、加古川駅前の市民交流広場に移転に伴う規則の制定であるため、教育相談センターの機能について変更はなく、現在の場所に残る。

教育長：青少年女性センターの廃止に伴う部署や機能の変更について、市民にしっかりと周知していく必要がある。

2 加古川市立学校校区審議会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：第2条第2号中「4人以内」とあるが、どのような委員の構成を想定しているのか。

事務局：規則の制定後、内規で4人のうち学識経験者は3人、その他教育委員会の必要と認める者を1人以内と定める予定であり、3人以上での構成を想定している。

3 加古川市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について  
(教育総務部次長から説明)

原案可決

4 加古川市立青少年女性センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の施行期  
日を定める規則の制定について

(教育指導部参事から説明)

原案可決

委 員 : 移転先の市民交流広場では、青少年女性センターの名称は使用され  
ないのか。

事 務 局 : 新たに制定される市民交流広場の条例中において、青少年の健全育  
成や女性教育の振興が含まれる予定である。

○ 閉 会 午後1時53分